

1 本校のいじめ防止とは

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

2 いじめを未然に防止するために

（1）校内体制

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの未然防止や早期発見、いじめ発生時の対処にあたる中核を担う組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

「いじめ対策委員会」の構成員は以下の通りである。

校長、教頭、教育相談担当、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、学年主任、該当担任・副担任、該当顧問、その他校長が必要と認めた職員

ただし、場合によってはPTA代表、生徒代表、地域代表も含めることとする。また、生徒や保護者の意向に配慮しながら、必要に応じて心理・福祉等専門的な知識を有するもの（スクールカウンセラー等）、弁護士、医師、警察OB等を加えるなど、公平性・中立性が確保されるように努めるものとする。

「いじめ対策委員会」の取り組み内容は、以下の通りとする。

- ① いじめ対策基本方針の策定と見直し ② 年間計画の策定と見直し
- ③ いじめアンケートの実施と結果報告 ④ 生徒、保護者への啓発
- ⑤ いじめ発生時における対処の協議・検討

（2）いじめの未然防止のための取組

① いじめについての共通理解

いじめはすべての生徒に起こる可能性があるという共通理解のもと、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成するため、校内研修や職員会議での周知を行う。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

すべての教育活動を通じた道徳教育や学校における情報モラル教育などをおして、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

わかる授業やすべての生徒が参加・活躍できる授業を構築するとともに、すべての生徒が安心・安全に過ごせる学校づくりを行う。また、教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動・内容に留意する。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

すべての生徒の居場所や生徒同士の絆づくりに配慮し、家庭や地域と連携しながら自己有用感・自己肯定感の育成を図る。

⑤ 自らいじめについて学び、取り組む

互いを認め合える人間関係や学校風土を生徒自ら作り出す活動を支援し、いじめに

直面した時に適切に行動できる生徒の育成を目指す。

3 いじめの早期発見に向けて

いじめを早期発見するには、生徒に対するアンテナを高く保ち、ささいな兆候も見逃さないことが最も重要である。そのためには、①S H R時の生徒観察、②遅刻・欠席状況把握、③学年会での情報交換、④相談室、保健室との情報交換、⑤個人面接、⑥年間2回のいじめアンケート、⑦年2回のhyper-Q U等を日常的にあるいは定期的に行うことが必要である。少しでも気になる変化や行為等があった場合、5 W 1 H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）についての簡単な記録を残し、学年で共有することを怠らないことも必要である。

4 発見したいじめへの組織的な対応

◎組織的な対応の流れ

- ①生徒からの申告、他生徒からの情報、「いじめアンケート」等により、いじめと疑われる事象が発覚した場合、発見者・対応者は速やかに管理職に報告する。
- ②関係職員により会議(学年会、担任会等)を開催し、状況の確認及び今後の対応を検討する。
- ③検討した結果に基づき、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒および事象に関係する生徒から聞き取りを行い、その結果をまとめ報告書を作成する。
- ④管理職は必要に応じて早急に「いじめ対策委員会」を招集し、「基本的な対応」か「重大事態発生時の対応」かについて見極めを行うとともに、今後の指導方針や対応について協議する。

◎留意事項

- ①学校だけで判断しかねる場合は、県教育委員会内にある「いじめ・不登校対策総合センター」に相談し、判断を仰ぐ。
- ②「重大事態」とは、いじめ対策推進法第28条に基づき、
(ア) いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき、
(イ) いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席すること(年間30日間あるいは、一定期間連続する欠席)を余儀なくされている疑いがあると認められるとき、とする。

(1) 基本的な対応

- ①「いじめ対策委員会」が協議し、決定した指導方針や対応策に基づき、被害生徒及び加害生徒に対して適切な指導を行う。
- ②被害生徒に対しては、心配や不安を取り除いて安心して学校生活が送れるように関係職員が密に連携を取りながら温かく支援する。
- ③加害生徒に対しては、「いじめは人間として恥ずべき行為であり、決して許されるものではない」という毅然とした態度で向き合うとともに、他人の心の痛みや苦しみにについて気づき、周囲に配慮することができるよう指導する。

また、加害生徒の抱える問題など行為の背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の形成に必ず配慮する。

- ④いじめを把握した際、被害・加害の生徒だけの問題にとどまることなく、全校生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」こと、「誰もがいじめられる側にも、いじめられる側にもなりうるものである」ことを伝え、生徒一人一人が自らの問題として考えることができるよう指導する。
- ⑤被害生徒と加害生徒の保護者に事実関係を明確に伝えるとともに、学校との連携方法

について話し合い、理解を得る。

- ⑥「いじめ対策委員会」により指導方針や対応が決定した後、職員朝礼等で全教職員にいじめ事案の発生を伝え、詳細については職員会議で報告し今後の対応および指導についての共通理解をはかる。
- ⑦「いじめ対策委員会」により、いじめ事案の発生が確認された際は、学校長が県教育委員会へ一報を入れ、以後必要に応じて指導経過等の報告を行う。また、いじめ報告書を作成し、県教育委員会へ送付する。

(2) 重大事態発生時の対応

「いじめ対策委員会」が、いじめ対策推進法第28条の定義する「重大事態」と判断した際、前述の基本的な対応に加え、以下の対応を行う。

- ①重大事態に対処し、同種の事態発生を防止するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。同時に、学校長は県教育委員会に対し、重大事態が発生した旨を報告する。
- ②重大事態事案の調査に当たっては、県教育委員会と協議し「いじめ対策委員会」に弁護士やスクールカウンセラー等の専門家を加えた「いじめ重大事態調査委員会」を立ち上げ、速やかに調査を行い事態に対処する。
- ③学校は、被害生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するように努める。
- ④県教育委員会のもとより、所轄警察署や外部専門機関の援助を求めながら事案の解決に努める。
- ⑤県教育委員会を通じ、地方公共団体の長である知事に報告する。

5 関係機関との連携

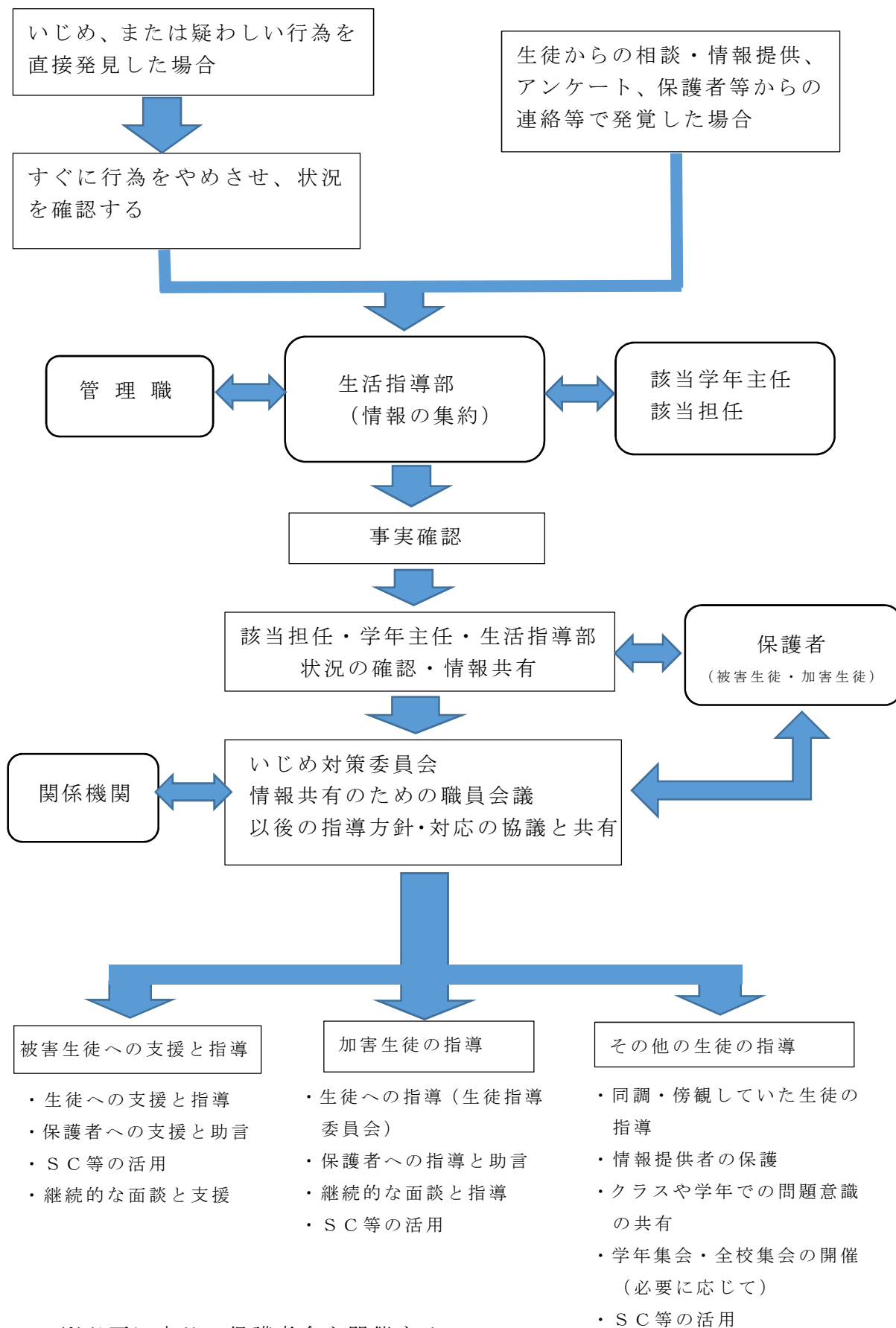
いじめ防止の取組やいじめが発生したときに連携する関係機関は、以下のとおりとする。この他に連携が必要な機関があれば、速やかに連携する。

- (1) 学校の設置者である県教育委員会
 - いじめ問題に対する相談、報告、指導助言を受ける
 - 重大事態発生時の対応
- (2) 県警察本部
 - スクールサポーター制度、学校警察連絡制度の活用
 - 被害生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 財産等に重大な被害を被った場合
- (3) 児童相談所
 - 被害生徒および加害生徒の家庭に教育力の問題がある場合
- (4) 法務局
 - 人権に関する問題全般
 - ネット上のいじめの場合
- (5) 子どもの悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
 - いじめ重大事態調査委員会への専門家の派遣
- (6) いじめ問題検証委員会（人権局）
 - いじめ事案の事実関係の確認および問題解決に向けての検証
- (7) 専門家（弁護士、精神科医、臨床心理士等）
 - いじめ事案が訴訟問題へ発展した場合
 - 加害生徒および被害生徒に精神性疾患等の疑いがあり、専門的な助言等が必要な場合
- (8) 地域（PTA等）
 - いじめ事案についての情報提供

鳥取商業高等学校 いじめ対策基本方針にもとづく年間計画

	面談・アンケート	委員会・研修会	L H R ・講演会等
4 月	担任面接読書週間	いじめ対策委員会	
	1 年性に関する意識調査	(年間計画)	
5 月	hyper-QU	人権教育推進委員会 特別支援教育委員会	人権教育 L H R
6 月	個別面談 (随時)		人権教育 L H R
7 月		hyper-QU 情報共有会 特別支援教育職員研修会	
8 月	担任面接読書週間	人権教育職員研修会 特別支援教育委員会	
9 月	hyper-QU 学校生活アンケート	いじめ対策委員会	1 年性に関する指導 講演会
10 月			3 年性に関する指導 講演会 人権教育 L H R ・講演会
11 月	個別面談 (随時)		2 年性に関する指導 講演会
12 月	3 年性に関する意識調査	hyper-QU 情報共有会	
1 月	学校生活アンケート 個別面談 (随時)	いじめ対策委員会	3 年人権教育 L H R
2 月		特別支援教育委員会	1・2 年人権教育 L H R
3 月		いじめ対策委員会 (取組の検証)	

いじめ対応 組織図



※必要に応じて保護者会を開催する。